

速度取締り指針

令和8年7月
下関警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道9号	6:00 ~ 22:00	壇之浦地区	50km/h
国道191号	6:00 ~ 22:00	綾羅木・武久地区	60km/h
県道下関・川棚線	8:00 ~ 20:00	吉見地区	60km/h
下関市道勝山秋根南町3号線	7:00 ~ 18:00	秋根地区	30km/h
下関市道伊倉本町3号線	7:00 ~ 18:00	川中地区	30km/h
下関市道勝山一の宮住吉5号線	7:00 ~ 18:00	一の宮地区	30km/h

- 国道191号や国道9号の実勢速度を抑制するため、ランダムな時間・場所で速度取締りを実施します。
- 通学路や生活道路の速度抑制を図るため、可搬式オービスを活用した速度取締りを実施します。
- 取締り要望場所等、その他の路線でも速度取締りを実施します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和8年1月～6月）



※ ● : 交通事故多発エリア

【抽出条件】

- ・ 交通事故 : 令和7年～令和8年上半期(私道と駐車場を除く。物損事故は令和8年を除く。)
- ・ 交通事故多発エリア : 半径 100m以内で 18 件以上事故が発生しているエリア

- 国道9号や191号の幹線道路は実勢速度が高く、重大事故となる可能性が高いことから、これら路線の速度取締りを強化します。
- 速度取締り重点路線をはじめ、生活道路などで、ランダムな時間の速度取締りを実施します。
- 交通事故の発生時間帯を分析すると、16時から20時の間の交通事故が多発していることから、同時間帯の各種取締りを強化します。
- 横断歩道における交通事故防止と歩行者優先意識を醸成するため、横断歩行者妨害取締りを強化します。

その他の交通指導取締り

- 通学路や生活道路における安全確保のため、通行禁止違反や横断歩行者妨害の取締りを強化します。
- 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーアップを図るため、自転車利用者に対する取締りや指導・警告を継続します。